

埼玉県伊豆潮風館条例

昭和六十二年十二月二十四日条例第五十二号

(設置)

第一条 障害者の健康の増進と社会参加の促進を図るため、障害者更生センターとして、埼玉県伊豆潮風館（以下「伊豆潮風館」という。）を静岡県伊東市富戸字先原千三百十七番地八十九に設置する。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

(業務)

第三条 伊豆潮風館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 宿泊室、会議室及び広間並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。
- 二 その他伊豆潮風館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(休館日)

第四条 知事は、伊豆潮風館の管理上必要があるときは、臨時に伊豆潮風館の休館日を定めることができる。

(利用時間)

第五条 伊豆潮風館の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

- 一 宿泊をする場合 利用を開始する日の午後三時から利用を終了する日の午前十時まで
- 二 宿泊以外の利用をする場合 午前九時から午後九時まで

(利用の許可)

第六条 伊豆潮風館の施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 伊豆潮風館の管理上支障があると認められるとき。
- 二 その他伊豆潮風館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、障害者の利用を妨げない範囲内において、障害者以外の者に対し、第一項の許可をすることができます。

4 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第七条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第八条 知事は、伊豆潮風館の利用者の遵守事項を定め、及び伊豆潮風館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第九条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は伊豆潮風館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第六条第四項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- 二 第七条の規定に違反したとき。
- 三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第十条 伊豆潮風館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、伊豆潮風館の施設若しくは設備を損傷し、又は伊豆潮風館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、

又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十一條 知事は、伊豆潮風館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第十二條 知事は、伊豆潮風館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、伊豆潮風館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる業務

二 伊豆潮風館の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第四条から第六条まで、第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第十三條 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な伊豆潮風館の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に伊豆潮風館の運営を行うことができること。

三 伊豆潮風館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正な取扱いを確保できること。

(指定管理者の公表等)

第十四條 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十五條 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に伊豆潮風館の運営を行うこと。

二 伊豆潮風館の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、伊豆潮風館の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第十六條 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十三条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十四条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。
(指定管理者による施設の現状変更等)

第十七条 指定管理者は、伊豆潮風館の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなつた施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十八条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に伊豆潮風館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める上限額以下で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第十九条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、伊豆潮風館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日条例第十五号）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二年七月十一日条例第三十三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用（施行日の前日から施行日にかけての宿泊を含む。）について適用する。

附 則（平成三年七月十六日条例第四十一号）

1 この条例は、平成三年十月一日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用（施行日の前日から施行日にかけての宿泊を含む。）について適用する。

附 則（平成六年三月三十一日条例第十三号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第二十七号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第三十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の埼玉県伊豆潮風館条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十二条第一項、第十三条及び第十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者に埼玉県伊豆潮風館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県伊豆潮風館条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係

るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二十三年九月九日条例第四十六号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第四号)
この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。(後略)

別表(第十八条関係)

一 宿泊料及び休憩料

区分	宿泊料(一人一泊)の上限額(円)		休憩料(一人)の上限額(円)	
	大人	小人	大人	小人
障害者				
重度の障害者に現に付き添つて介護している者(重度の障害者一人につき三人以上いる場合は、二人に限る。)	二、一〇〇	一、五〇〇	四五〇	二二〇
前記以外の者	五、二〇〇	三、四〇〇	一、二〇〇	六〇〇

備考

- 一 休憩料とは、宿泊室を宿泊以外の目的で利用する場合の利用料金をいう。
- 二 重度の障害者とは、障害者のうち、次に掲げる者をいう。
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で当該身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているもの
 - ロ 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で当該戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第四項症までである者として記載されているもの
- ハ その他規則で定める者
- 三 小人とは、小学生をいう。
- 四 小学校就学前の者については、無料とする。
- 五 特別室の宿泊料の上限額は、この表に掲げる宿泊料の上限額に、それぞれ千五百円を上限とする額を加えた額とする。
- 六 食事料の上限額については、知事が別に定める。

二 会議室等利用料金(一時間)

区分	利用料金の上限額(円)	
	会議室	広間
障害者が利用する場合	六〇〇	六〇〇
前記以外の者が利用する場合	二、一〇〇	二、一〇〇

備考

- 一 会議室を二室に区分してその一方のみを利用する場合の利用料金の上限額は、所定の利用料金の上限額の五割に相当する金額とする。
- 二 広間に係る利用料金の上限額は、広間を会議室として利用する場合の利用料金の上限額とする。
- 三 飲食料 知事が別に定める上限額
- 四 附属設備利用料金 知事が別に定める上限額
一部改正〔平成元年条例一五号・二年三三号・三年四一号・六年一三号・一三年二七号・一七年三七号・二五年四号〕